



2020年2月14日

各位

会社名 株式会社 和心
代表者名 代表取締役 森智宏
(コード番号：9271 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 管理部長 宮原 優
(TEL. 050-5243-3871)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年3月27日開催予定の当社第17回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

① 当社の事業内容の多様化及び今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加いたします。

追加する事業：「クリーニング取次業」、「動物取扱業」、「フランチャイズチェーン店の経営及びその指導」

② 当社は持続的成長と中期的な企業価値の向上を図るため、迅速な意思決定や適切な業務執行とともに、経営監視機能の強化を重要課題と位置付けており、この課題に適切に対応すべく、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規程の新設並びに監査役及び監査役会に関する規程の削除等、所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款		変更案	
第2条	(目的) (21)有価証券の保有、運用、投資及び売買 (22)前各号に附帯する一切の業務	第2条	(目的) (21)有価証券の保有、運用、投資及び売買 <u>(22)クリーニング取次業</u> <u>(23)動物取扱業</u> <u>(24)フランチャイズチェーン店の経営及びその指導</u> <u>(25)前各号に付帯する一切の業務</u>

現行定款		変更案	
第4条	(機 関) (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条	(機 関) (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u>
第18条	(員数) 当社の取締役は10名以内とする。	第18条	(員数) 当社の <u>監査等委員である取締役以外</u> の取締役は10名以内とし、 <u>監査等委員である取締役は5名以内(ただし、その過半数は社外取締役とする)</u> とする。
第19条	(取締役の選任) 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	第19条	(取締役の選任) <u>監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役は、それぞれ区別して</u> 株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって、 <u>それぞれ区別して</u> 選任する。
第20条	(取締役の選任) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	第20条	(取締役の選任) <u>監査等委員でない取締役</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。また補欠又は増員として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u>
	新設	第24条	(重要な業務執行の委任) <u>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議を持って、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u>
第24条	(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。	第25条	(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

現行定款		変更案	
第25条	(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	第26条	(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第26条	(取締役会規程) 第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	第27条	(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第27条	(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第28条	(取締役の報酬等) 第28条 <u>監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。</u>
第28条	(取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	第29条	(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
第5章	監査役及び監査役会	第5章	監査等委員会
第29条	(員数) 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。	第30条	(監査等委員会の招集通知) 第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
第30条	(監査役を選任) 第30条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	第31条	(常勤の監査等委員) 第31条 <u>監査等委員は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
第31条	(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	第32条	(監査等委員会規程) 第32条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現行定款		変更案	
第32条～ 第37条	削除	—	—
第38条	(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、 毎年1月1日から12月31日ま での1年とする。	第33条	(事業年度) 第33条 当社の事業年度は、毎年 1月1日から12月31日までの1年 とする。
第39条	(剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基 準日は、毎年12月31日とす る。	第34条	(剰余金の配当の基準日) 第34条 当社の期末配当の基準日 は、毎年12月31日とする。
	新設	第35条	(剰余金の配当等) 第35条 当社は、剰余金の配当等会 社法459条1項各号に定める事項に ついては、法令に別段の定めのある場 合を除き、株主総会の決議によらず 取締役会の決議によって定める。
第40条	(配当金の除斥期間) 第40条 配当財産が金銭である 場合は、その支払開始の日から満 3年を経過しても受領されないとき は、当社はその支払の義務を免 れるものとする。	第36条	(配当金の除斥期間) 第36条 配当財産が金銭である場 合は、その支払開始の日から満3年 を経過しても受領されないときは、 当社はその支払の義務を免れるもの とする。
	新設	第37条	(取締役の責任免除に関する経過措 置) 第37条 当社は、第17回定時株 主総会終結前の行為に関する会社法第 423条第1項に定める取締役(取締 役であった者を含む。)の損害賠償責 任を、各監査等委員の同意を得て、法 令の限度において、取締役会の決議に よって免除することができる。
	新設	第38条	(監査役の責任免除に関する経過措 置) 第38条 当社は、第17回定時株 主総会終結前の行為に関する会社法第 423条第1項に定める監査役(監査役 であった者を含む)の損害賠償責任 を、法令限度において、取締役会の決 議によって免除することができる。
第41条	(附則) 第41条 第20条の規定に関わ らず、平成29年12月13日開 催の臨時株主総会で選任された取 締役の任期は、平成31年開催の 第16回定時株主総会終結の時ま までとする。 2. 当該附則は、当該期日経過を もって消滅する。	第39条	(附則) 第39条 第20条の規定に関わ らず、平成29年12月13日開催の臨 時株主総会で選任された取締役の任 期は、平成31年開催の第16回定時 株主総会終結の時までとする。 2. 当該附則は、当該期日経過をも って消滅する。

現行定款		変更案	
日付	2019年3月29日	日付	<u>2020年3月27日</u>

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年3月27日

定款変更の効力発生日 2020年3月27日

以上